

高齢者の権利擁護の担い手

~大阪市の市民後見人、介護相談員の取り組みから~

たむらソーシャルネット
社会福祉士 田村満子

はじめに

- ▶ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(以下、高齢者虐待防止法)、
- ▶ 法に基づく対応状況調査から、
- ▶ ⇒
 - ・「密室」を防ぎ、「地域とつながる」必要性
 - ・ご本人、ご家族、介護者、近隣の方々が知識を持つ必要性
- ▶ ⇒
 - ▶ 【気づく機会を増やす】

1. 市民後見人という言葉

ご存知でしょうか？

「市民後見人」

* 最高裁が、2019年3月 「成年後見人は、身近な親族が望ましい」と発表
同時に、成年後見制度利用促進に関する専門家会議では、「親族をはじめ
とした後見人に適している身近な支援者がいる場合に、本人の利益保護の
観点からも、そうした人々を後見人にすることが望ましい」

* 「市民後見人」、「中核機関」への期待

⇒

専門職選任から、親族後見人等身近な存在へ再び、転換の可能性

2. たとえば、大阪市の市民後見人

地域のなかで、
お互いさまの意識で、
週1回程度、自らの暮らしのなかで
特別のことではなく、ある人を訪ねて
そのひとらしい暮らしのために、
お金をどのように、活かすのか
を自分のこととして考えるひと。
そのための見返りを、お金で求めない。
誇りをもって、活動するひと。

1. 成年後見制度の動向

* 本人の状況

男性 80歳以上が最も多い。(35.1%)

女性 80歳以上が最も多い。(62.9%)

⇒男女とも、20歳代、30歳代、40歳代の利用が、計15%にも満たない。

* 動機

「預貯金等の管理・解約」「身上保護」の順

⇒「いつ」利用を考えるのか？

1. 成年後見の動向

「成年後見関係事件の概況」平成31年1月～令和1年12月より

* 類型別 割合

「後見」 73.6% 「保佐」 18.7%

「補助」 5.5%

⇒この類型は妥当な利用状況といえるのか？

* 申し立て者は、

「子」が22.7% 「市区町長」 22.0%

⇒「本人申し立て」が、18.6%をどうみるか？

1. 成年後見制度の動向

* 成年後見人等の本人との関係

「親族」（配偶者・親・子・兄弟等） 21.8%

「親族以外の第三者」 78.2%

（弁護士、司法書士、社会福祉士が、主な内訳）

⇒ 第三者後見人等の増加は、後見事務の見直し
に繋がる

例；医療の同意、終了事務の範囲

2. 本人を中心とした成年後見制度を考える

▶ 「申し立て」段階での「本人」の関与は？

⇒ 誰のための制度活用なのか

⇒ 「予防」？ 「事後」？

⇒ 「後見」 「保佐」 「補助」

* 「代理権」

* 「同意権」

どのように、ご本人の意思と組みとり、決定しているのか

3. 本人とともに制度を

* 「理念」と「現実」

「保護」と

「ノーマライゼーション」「自己決定の尊重」「残存能力の活用」

との調和

* 本人同意の難しさ = 意思決定支援の難しさ

* 意思決定支援プロセスの重要性

* 但し、後見人等だけで、支援はできない。

⇒ 地域での支援システムの点検の必要性

* 様々な視点での暮らしを支えるための社会資源

4. ご本人を真ん中に

- ▶ 大阪市の市民後見人活動の姿勢として、
- ▶ 「ご本人を真ん中に」は、
- ▶ 譲れないこと

- ▶ たとえ、後見類型であったとしても、
- ▶ 代わりに決めることが、普通ではない
- ▶ ご本人になんらかの意思がある可能性を探る姿勢

5. 成年後見制度利用促進と 意思決定支援

- ▶ 制度利用促進の流れは、
- ▶ 大阪市市民後見人の活動の後を追う流れ

- ▶ これからも、これまでどおりの
- ▶ 理念、活動の姿勢を貫くことで、
- ▶ 本来の後見人とは
- ▶ なにをする人なのかを
- ▶ 制度への誤解を抱いている多くの人々へ
- ▶ 具体的にその意味を伝えることができる

地域で起こる変化

- * ご本人の変化にとどまらない変化
- * 市民後見人自身が
- * 支援者のご本人への姿勢が
- * 近隣の方々のご本人の接し方が
が、起きる

介護相談員という存在

- ▶ 介護保険制度とともに、始まった事業
- ▶ 介護保険制度利用者である高齢者の権利擁護と、
- ▶ サービスの質的向上を目的に創設された
市町村によっては、特別養護老人ホーム、老人保健施設、
グループホームはじめ、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム
へも派遣されている。
当初は、【声の橋渡し】
【代弁者】としての機能へ
虐待の芽を摘む、役割を担っている

コロナ禍での取り組み

* 現任研修、専門相談での声から
直接会えなくなって

* 絵手紙を書き続けた

* ラインなどのオンライン面会で、なかなか普通に話ができないことが
分かったので、ご本人が好きな唄をうたった

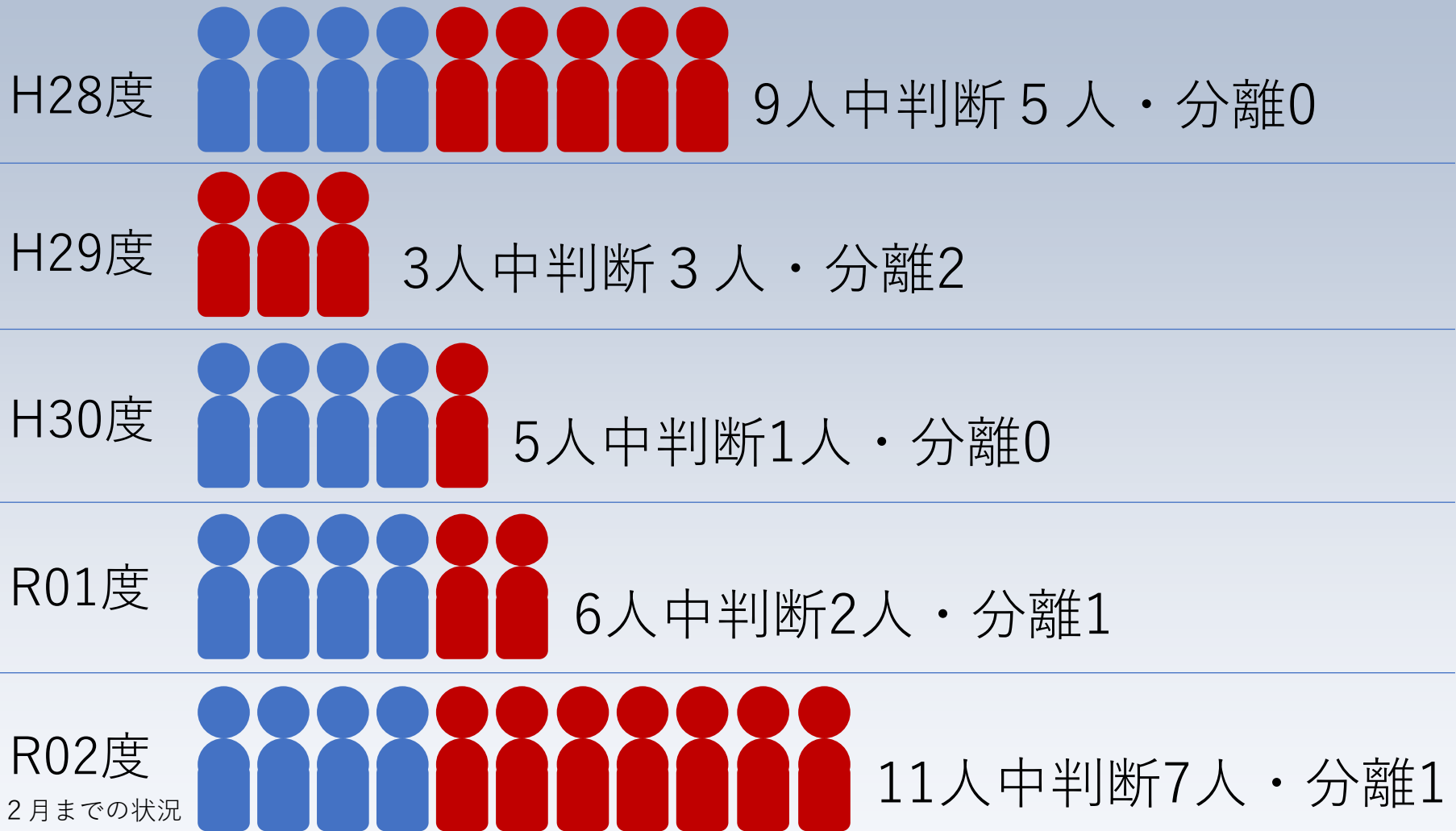
* 体操などを撮影して、施設に使ってもらった

* 電話で職員に様子を尋ね続けた・・・・・・・・

6. 地域のなかで あらためて、ご本人を真ん中にしたチーム

- ▶ これから、
- ▶ 成年後見制度を活用すべき人は、これまで以上に認知症高齢者数の増加とともにとても多いと予想されている
- ▶ また、後見人が専門職ではない選任の方向。
- ▶ あらためて、
- ▶ ご本人を真ん中に
- ▶ 「チーム」を編成し、後見人が孤立しない環境づくり
- ▶ 誰かだけが、頑張るのではない、環境づくりへ そのメンバーへ

当センター過去5年の状況



R2年度の内容（COVID-19も影響）

- 養護者の収入が激減
 - 養護者と一緒の時間が増大
 - 施設入居者からのSOS
 - 養護者の積極的支援も必要な場合

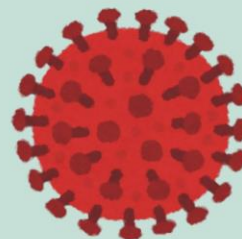
個別支援と仕組み整備のニーズ

vulnerable people のとらえ方とアクション

「こまった人」は「こまっている人」

事業所へのサポート例

COVID-19
新型コロナウイルス感染症対策.



これでいいのかな？
他所^{よそ}はどうしてる？

(タブレット結構いいよ!) (〇〇機関にアドバイスもらって決めた)
(なんかちょいちょいルール変わるし) (とりあえず法人の指示どおりやってる)
(むっちゃ怖い!) (やりすぎだと思うけど仕方ないのかな...)
(利用者さん本当はどう思ってるんだろ?) (他に比べるとうち結構ユルめかも)

そこで 介護事業所・医療機関担当者のための

緊急ミーティング!

なんだけど、あまり力^{りき}まない

日時 令和2年9月14日(月) 14:00~15:30

場所 鳴和台市民体育会館 + Zoom

申込先 FAX: 253-4170 / メール: cmkasuga@jintikai.com

主催 金沢市地域包括支援センターかすが+緊急MTG企画検討会

令和2年度金沢市高齢者虐待防止研修会

コロナ禍における 高齢者の生活を守る

～ ケアマネジャーの立場から ～

あおいとりケアサービス

主任介護支援専門員 関本 崇詞

ケアマネジャーの感じる課題

発熱などサービスに
入れないことでの
密室性

サービス担当者会議で集まらないことでの
**コミュニケーションの
希薄化**

人との接触を防ぐことから地域の
見守り体制の希薄化



ケアマネジャーの感じる課題

介護者家族が自分の家族のいる自宅に
帰れないことや県外家族の帰省困難から
ストレス状態の悪化

病院や施設での
面会制限による
癒やしの喪失

就労継続支援への通勤が
できなくなることで
役割の喪失

外出機会の減少による
楽しみを行う機会の減少による
意欲の低下

ケアマネジャーの感じる課題

病院や施設での面会制限による
状態把握ができないことでの
適切な介助を受ける機会の喪失

経済的困窮による
サービス利用継続性の低下

ケアマネジャーの感じる課題

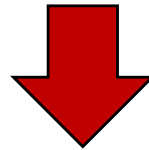
移動・食事
排泄・入浴など
身体機能低下

物忘れ・対応に困る
ような行動の出現など
認知機能低下

社会参加や対人交流など
活動や参加の減少

ケアマネジャーの感じる課題

介護者家族などのストレス状態の増大により



本人への虐待など



ケアマネジャーが考える今後

孤独感

を高めないようにする

信憑性の高い

感染予防対策

の共有

情報共有が行える新たな
システム作り



プライバシー保護についても
併せて考えなければならない



ケアマネジャーが考える今後

人をサポートする側が

これまでの当たり前をこれからの当たり前と思わない
価値観

新たなことへ対応ができるという
柔軟性や知識を得る意欲



セーフティネットの構築



ケアマネジャーが考える今後

権利侵害をおこなさないためのキーワード

存在を温かく認める

つながる



コロナ禍における 高齢者の生活を守る

特定非営利活動法人さわやかいいね金沢

管理者 深澤 優樹

事例 1

要介護 5 の女性。

特別養護老人ホームに入居し、毎日来てくれる夫の面会を楽しみにしておられた。夫もまた、妻の顔を見る事を毎日の日課としており、妻の精神的な面を支えていた。

コロナ禍により施設での面会ができなくなり、毎日会っていたのに急に会えなくなってしまった。

いつ面会ができるようになって会えるかもわからない。今までお互いの顔を見ることが日課だったのに…。このままではいけないと夫が覚悟を決めて在宅介護を決意。

ご縁あって本事業所がサービスに入る事となった。

～ヘルパーの視点から見えること～

- ・ ご本人にとっては帰りたかった自宅に帰ることができて喜んでおられるが、ほぼ毎日ベッド上で一日を過ごすため、体力の低下や運動機能の低下、食欲減退、皮膚状態悪化が心配される。
- ・ 覚悟を決めて在宅介護を決意した夫は懸命に介護に取り組んでいるが、十分に寝れない辛さ、終わりの見えない介護に疲れが見える。『昨日は夜中に怒ってしまった…』と後悔の念を言われることも。
- ・ ヘルパーに対して信頼してくださっているが、コロナ禍な今、もしかしたら誰かが感染しているかもわからない状況で、ご本人も夫も漠然とした不安を抱えられている。

事例 2

一人暮らしの男性。

月に数回、施設に入所している妻に会いに行くことが楽しみであり、生きる活力。

「あいつを一人で置いておけない。自分も元気でいなきゃね」と、青汁を頑張って飲んでみたり、少しだけお酒を控えてみたり。

～ヘルパーの視点から見えること～

- ・コロナ禍により妻との面会ができなくなり、生活における意欲が喪失してしまっている。

- ・今では妻との思い出話をすることもなくなってしまった。

妻を想うときみしく、辛く感じるようになり、自宅の妻の部屋にも入れなくなり、心を閉ざしてしまった。

- ・ご本人が元気になるための栄養剤は明確で“妻の存在”であるが、面会ができなくなった今は成すすべなく、ヘルパーとしても歯がゆい気持ち。

- ・オンラインでの面会を提案してもよいものか…協力者が必要なため、ヘルパーから声を上げて言いにくいのが現状。

ヘルパーが感じる課題

ご本人の生活の中に入り支援しているヘルパーだからこそ、少しずつ変化する利用者様の精神面や身体面に気づくことができる。

身体面

外出自粛により活動範囲が減少

→筋力低下。少しの労作で息切れ、動悸、めまいを訴える方も。

→認知機能の低下。生活における刺激の減少により、物忘れの進行が進む。

精神面

今まで当たり前だった家族や友人の存在

→家族に帰省を控えていただいた方。親戚が危篤なのにお見舞いに行けない方。最後のお別れができなかった方。友人と遊んだり、ランチへ行けない方。

★若者にはテレビ電話やインターネットにより他者とのネットワークを確立できるが、高齢者にはサポートが必要。

明日は我が身…というコロナ感染への不安→ワクチン接種の問題もある。

利用者様、ご家族の小さなサインに気づけるようアンテナを張り、

「大丈夫だろう…」という自己判断はせず、ヘルパー同士、事務所でのホウレンソウを徹底する。

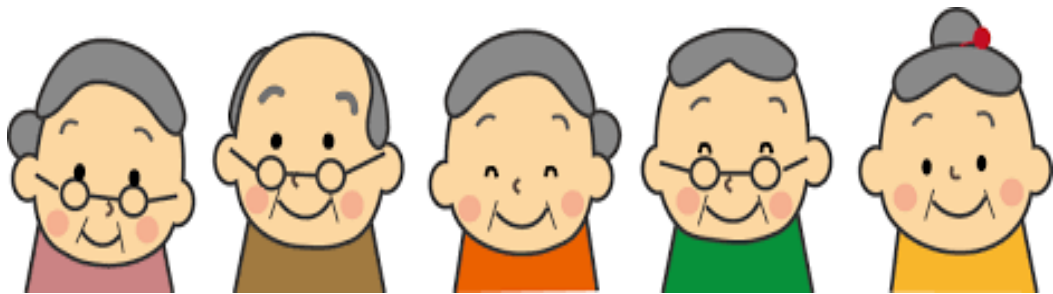
また、ケアマネージャーやその他事業所との情報共有や相談、連携を密に行い、ご本人や家族をまるごと支えられる体制を整えていく必要がある。

～どうか心穏やかに大切な一日一日を過ごされますように～

有難うございました。

令和2年度 金沢市高齢者虐待防止研修会

コロナ禍における高齢者の 生活を守る



陽風園木越デイサービスセンター
管理者 安達 久理子

事例1

- 事業所近隣のデイケアが緊急事態宣言に伴い閉鎖したため、当センターに閉鎖中の期間限定で利用された。緊急事態宣言が解除されても、病院併設であったため、共同リハビリ室が、病院患者さん優先使用となり、デイケア利用者は、狭い空間での規模縮小のリハビリになったこと、デイケアとの併用利用禁止となったため、今まで受けていたリハビリができなくなり、そのまま当センター利用した。デイケアのPTからデイサービスでもできるリハビリ内容を教えてもらい実施している。デイサービスの利用時の行事においても、感染予防のため中止し、利用者の楽しみが減っている。

利用者の状態、思いを受けて感じる事

- ・デイケア利用時のリハビリ訓練を受けられないことで、筋力低下が見られており、自宅での転倒も見られる。
- ・本人は本来のリハビリ訓練を受けたい。デイサービスでの個別機能訓練は本意ではないが、デイケアでは縮小しての再開となり、狭い空間で密が心配なため、デイケアには戻りたくない。



- ・新しい環境や生活リズムが変わること等によって高齢自身のストレスがかかり、体調を壊すことなど多岐にわたること。考えられない。足や身体機能や認知機能が低下することなど。
- ・事業所の感染予防体制もやむを得ない対応と考える。しかし、本人の自立しているが、支援が提供できず、自立的に活動し、外部訪問など交流できず、状況にある。

事例2

- ・ コロナ禍でのデイサービスの利用について、事業所として感染症予防のため、本人または、家族が県外往来、県外から帰省した場合、県内に陽性者がでた、昨年4月から14日間の利用を控えて頂いた。その後、感染者減少に伴い、7日間から、現在は5日間の協力をお願いしている。
- ・ 通所系のサービスの場合、同様の事業所も多いと聞いていたが、県外の家族が定期的に帰省し、通院の付き添いをする利用者なども、通所系、訪問系のサービスも受けられない。そのため、定期的な入浴支援が実施できないケースもあったと聞いている。県外往来、帰省された場合に、サービス利用の自粛のお願いをしている状況が、現在も、どの事業所も続いている。

利用者の状態、思いを受けて感じること

- ・ 本人はデイサービスを利用したい。家族は利用してほしい。
- ・ 県外の家族に会いたい。
- ・ デイサービスを利用するならば、家族も県外の外出は控えなければならなし、県外の家族にも帰省を控えてもらうしかない。



- ・ 県外に住む別居家族は帰省ができず、本人に合えない期間が続
き、心配と不安などが大きい。
- ・ 家族に会えないことで、高齢者寂しい、鬱っぽくなり、心身的
な弊害もでている。

今後の課題

ワクチン接種が開始される中で、ご利用している利用者が全員摂取するとは限らない。ご利用者同士で「摂取した。摂取しない。」等の会話も聞かれてくると思われる。ワクチン接種差別が起こることが心配である。

- ・ 利用者への対応と理解
- ・ 家族への対応と理解

コロナ禍における高齢者の 生活を守る

成年後見人の立場から



ぱあとなあ

森山 雅美

事例

• Aさん 80歳代 介護1 認知度 II a 生活自立度 A1

• 結婚、離婚

• お子さん2人

• 夫の元に置いて出た

• 温泉場で働く

• 年金なし

• 生活保護受給

• アパートで独り暮らし

• アパートが古くなったのと、火元の心配もあり現在の施設に入居

• 入居後に理解面の低下が見られたので今後の事も考え市長申し立てで
成年後見制度の利用開始

• 住宅型有料老人ホーム



- 訪問介護 同施設併設 必要時訪問
- デイサービス 週2回
- 訪問サービス 週2回
- 訪問診療 月1回
- コロナ禍でデイサービス・訪問サービスが中止になった。訪問診療と訪問介護は継続する。
- 事前に成年後見人には連絡はなかった。本人には、どのような説明があったのかはわからない。
- 難聴あり
- 少し落ち着いてから、面会は玄関の自動ドア越しでの面会ができた。本人は、何で近くで話が出来ないのか理解が出来なかった。

心配したこと

- 直接面会に対しては、自分がコロナウイルスの媒体になる可能性も有る。とても怖い。
- 誰もが、うつす事もうつされる事も怖い。
- 外部サービスの利用中止は理解はできるが・・・。
- 本人にとっての刺激と言う側面から認知面の低下するのでは。



本人との面会について



- 面会は、在宅と施設(病院)との違いがみられた。
- 面会が玄関先という日頃と違った環境のところ、横に職員が付いている。
- 難聴と言うこともあり職員が付くことで仕方がないが、本人の自由な発言の保証が出来ているのか？
- 面会の場所が本人が安心する自分の部屋でないという環境で、話はとてもよそよそしい。



意思決定支援を構成する要素

- 意思決定の前提となる環境要因へのアプローチ
- 実際に意思決定を行う際の支援方法
 - ① わかりやすい情報提供
 - ② 意思表出支援(安心・自由・解放・正直・誠実)
 - ③ チームアプローチ
 - ④ なんでも言える信頼関係、失敗できる環境設定
 - ⑤ 成功体験や失敗体験のフィードバック

意思表出支援・環境づくり

意思表出支援

- 強い紐帯：自分の家族や親友、職場の仲間といった社会的つながりの強い人々 家族、職員、教員、行政などの専門職
- 弱い紐帯：知り合いの知り合い、ちょっとした知り合いなど社会的つながりの弱い人々 友人、ボランティア
- 「弱い紐帯」は「強い紐帯」同士をつなぐ“ブリッジ”として機能している。強い紐帯で結ばれるコミュニティーは同質性や類似性が高いため、求心力ばかりが働きがち。その結果、コミュニティーは孤立し、新たな情報が入りにくくなるのです。確かに親しい相手とは、会う機会こそ多いものの、たわいもない話題を交換して
いるだけということが多いのではないのでしょうか。こうした風通しの悪さを打開し、新たな情報を入手して広く共有するためには、閉鎖的なコミュニティー同士を結びつけるブリッジとして、「弱い紐帯の強み」を活かす必要があるのです。

意思決定と自己決定

- 意思決定：日常場面で、快や不快という枠組みを通して、物事をきめること。

①すべての人は意思決定能力があることが推定する

②本人が自ら意思決定ができるように、実行可能ならあらゆる支援を尽す。

③一見すると不合理に見える意思決定でも、それだけで本人らに意思決定力がないと判断してはならない。

私のことは、私とともに、決めてほしい。

- 自己決定：非日常場面で、複合的要素を含み、総合的に判断で、物事を決める。

自分の意志と判断によって自らの生き方を選択し、決定していく権利と欲求があり、それを認めること

他専門職との連携強化



後見人自身においても、社会福祉士・
弁護士・司法書士等の連携が必要。

後見人としては独善的に判断し行動することなく、
日常の後見業務において本人を取り巻く関係者と
定期的に意見交換する。



今後について

- 連携と言う観点から、施設や後見人だけでなく、行政などとも連携し、共同して模索して行く。



ご清聴ありがとうございました

地域サロンの代替活動

① 商店街ウォークラリーの実施



地域サロンの代替活動

②おうちでサロンチャレンジの企画

転倒予防!

座ってできる5分間体操!

ぜひ一緒に行いましょう! QRコード ←
または「小立野社会福祉協議会」で検索!



30秒



①腕回し

肘をまげ、円を描くようにぐるっと腕を回す

12秒休憩

30秒



②体幹ひねり

背筋を伸ばし、足腰が動かないように体をひねる(左右交互に)

12秒休憩

30秒



③もも上げ

背筋を伸ばしたまま太ももを高く上げる(左右交互に)

12秒休憩

30秒



④ひざ伸ばし

背筋を伸ばしたままひざを伸ばす(左右交互に)

12秒休憩

30秒



⑤かかと上げ

両手でひざを上から抑えながらかかとを高く上げる

12秒休憩

30秒



⑥股開き

両手で膝を外側から抑えながら股を開く

12秒休憩

30秒



⑦おじぎ

両手を胸の前で組み、背筋をしっかりと伸ばしたまま少しだけおじぎをする